

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																								
		1 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅																																								
6 大安	7 赤口	8 先勝	9 友引	10 先負 <small>3月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(3月雇入分)</small>	11 仏滅	12 大安																																								
13 赤口	14 先勝	15 友引 <small>給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出</small>	16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口																																								
20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝																																								
27 友引	28 仏滅	29 大安 昭和の日	30 赤口 <small>労働者死傷病報告書(休業4日未満)の提出(1~3月分) 外国人雇用状況届出書(3月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(3月分) 預金管理状況報告の提出</small>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2025 5</th> <th>SUN</th> <th>MON</th> <th>TUE</th> <th>WED</th> <th>THU</th> <th>FRI</th> <th>SAT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>			2025 5	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT		4	5	6	7	1	2	3	11	12	13	14	15	16	17	10	18	19	20	21	22	23	24	17	25	26	27	28	29	30	31	24
2025 5	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																							
	4	5	6	7	1	2	3																																							
11	12	13	14	15	16	17	10																																							
18	19	20	21	22	23	24	17																																							
25	26	27	28	29	30	31	24																																							

総務・経理のお仕事カレンダー 4月の税務と労務

税務

- 3月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 4月10日(木)まで
- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 → 4月15日(火)まで
- 2月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→ 決算当日(月末決算では4月30日(水))まで
- 8月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算当日(月末決算では4月30日(水))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち5月・8月・11月決算法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では4月30日(水))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち1月・2月決算法人(申告期限延長の場合は12月・1月・2月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では4月30日(水))まで
- 軽自動車税(種別割)の納付 → 市町村条例指定日まで
- 固定資産税・都市計画税(第1期分)の納付 → 市町村条例指定日まで
- 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
★他人の土地・家屋の評価額と比較して自己の評価額の適正性を判断します。
→ 市町村長が公示する期間まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(3月雇入分) → 4月10日(木)まで
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、1月~3月分) → 4月30日(水)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の3月雇入・離職分) → 4月30日(水)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(3月分) → 4月30日(水)まで

● 預金管理状況報告の提出

★貯蓄金管理協定届に基づき労働者の預金の受入れをする使用者は、毎年3月31日以前1年間における預金の管理状況を、所定様式により所轄労働基準監督署長に報告 → 4月30日(水)まで

● 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

高齢雇用継続給付の改正

高齢雇用継続給付の月平均受給者は約28万人、年支給総額は約1,700億円ありますが、厚生年金法施行規則の改正に伴い、令和7年4月1日以降新たに給付対象となる場合は給付金支給率が減少する見込みです。この点に関して税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

高齢雇用継続給付支給率の縮小に伴い、60歳以上65歳未満労働者の労働時間・給与等支給額が共に増加することが想定されます。中小企業向け賃上げ促進税制の集計対象となる国内雇用者は60歳以上の継続雇用制度対象者も対象となるので、中小企業者等における賃上げ促進税制が受けられる可能性が高くなります。それに対し、全企業向け又は中堅企業向け賃上げ促進税制の集計対象となる継続雇用者は継続雇用制度対象者を除きますので、中小企業向け以外の賃上げ促進税制への影響は限定的です。

【労務上の注意点】

高齢雇用継続給付の支給額は、60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳到達時点の賃金の一定割合以下に低下した場合は、各月の賃金額の一定割合が支給されますが、その割合が以下のように見直されますので、雇用継続制度対象者の働き方について協議する際には考慮する必要があります。

(改正前) 61%以下に低下した場合は15%支給、61%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月の賃金の15%相当額未満を支給

(改正後) 64%以下に低下した場合は10%支給、64%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月の賃金の10%相当額未満を支給

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 固定資産を購入した際の取得価額

税理士 磯山 仁志

Q 固定資産を購入した際に、資産の本体代金以外に取得価額に含めるべきものはあるのでしょうか？

A 固定資産の取得価額には、その資産の購入代価と付随費用を含めます。

購入した固定資産の取得価額には、原則として、その資産の購入代価に加え、その資産を事業の用に供するために直接要した費用（付随費用）を含む必要があります。

ただし、一部の付随費用は取得価額に含めずに費用として処理することができますので以下に整理します。

取得価額に含めるもの

購入に際して要した費用

運送費・据付費・購入手数料・運送保険料・関税などの付随費用は取得価額に含めます。

購入後、事業の用に供するために要した費用

機械等の調整試運転費用・初期設定費用などは取得価額に含めます。

不動産購入の仲介手数料

不動産業者などに支払う仲介手数料は固定資産の取得にかかる費用ですので、その不動産の取得価額に含めます。

土地と建物を一括して購入した場合には、土地に係る部分と建物に係る部分を合理的に按分してそれぞれの取得価額に含めます。

不動産購入の際に支払った未経過固定資産税清算金

不動産を購入した場合には、譲渡者がすでに支払ったその年の固定資産税のうち、購入日からその年の年末までの固定資産税相当額を日割り計算して購入代金と合わせて支払うことが一般的です。この清算金は購入者が納付する税金ではありませんので、租税公課ではなく取得価額に含めます。

土地とともに取得した建物の取壊し費用

土地と建物を一括して購入した場合で、もともと建物を利用するつもりがなく、土地を利用する目的で取得したことが明らかな場合には、その建物部分の取得価額と建物の取壊し費用は土地の取得価額に含めます。

建物の建設等のために行った調査費、測量費、設計費等

原則、建物の取得価額に含めます。ただし、その建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用は取得価額に含める必要はありません。

取得価額に含めなくてよいもの

不動産取得税・自動車取得税・新增設に係る事業所税・売買契約書等に貼付する印紙税・登録免許税等の租税公課

一種の事後的費用であって、その性格も流通税的なものであるため、取得価額に含める必要はありません。

登記又は登録のために要する費用

不動産登記に係る司法書士等への報酬や自動車登録のための届出費用などは、取得後の事後的費用であり、第三者対抗要件を具備するための費用なので取得価額に含める必要はありません。

消費税の取扱い

その事業者が**税込経理を採用している場合又は免税事業者の場合には、消費税込みの金額が取得価額**となります。一方で、**税抜経理を採用している場合には、消費税を含まない金額が取得価額**となります。